

エコ燃料利用促進補助事業 平成19年度公募要領

平成19年8月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、平成19年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、エコ燃料利用促進補助事業を行うこととしています。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱」（以下、交付要綱という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）実施要領」（以下、実施要領という。）に従って手続き等を行っていただくことになります。交付要綱及び実施要領は、近日中に環境省ホームページに掲載いたします。

なお、環境省としては、予算の許す範囲内で、本事業に係る新規の事業公募を行いたいと考えておりますので、事業計画が未成熟等の理由により今回は応募できないが次回公募があれば応募を検討したい事業についても、その旨明記の上、是非ご提案下さい。

公募要領目次(エコ燃料利用促進補助事業)

- 1. 事業の目的及び概要**
- 2. 公募する事業の対象**
- 3. 補助対象事業及び補助事業の年数等**
- 4. 採択の要件**
- 5. 公募から採択までの流れ**
- 6. 応募に当たっての留意事項**
- 7. 応募の方法について**
- 8. その他**

留意事項について

- 1. 基本的な事項について**
- 2. 補助金の交付について**
- 3. 補助金の経理等について**

補助事業における利益等排除について

エコ燃料利用促進補助事業について

1. 事業の目的及び概要

京都議定書目標達成計画における輸送用バイオマス由来燃料（エコ燃料）の導入目標達成のためには、技術開発だけではなく、既に生産可能となっているエコ燃料を燃料として活用するための設備の整備が必要です。その利用に必要な燃料混合設備や貯蔵設備等の施設整備を促進していく必要があります。また、今後、地域のバイオマスを活用したエコ燃料の生産が全国各地で拡大した際にも、これを利用するための設備の整備が必要です。

このため、本事業によって、エコ燃料の製造やその利用に必要な設備等の整備を行い、輸送用エコ燃料の利用拡大を推進していくこととしています。

本事業では、バイオエタノールの製造設備やガソリンと混合・供給する設備や、バイオディーゼル燃料の製造設備等に対する補助事業を行い、輸送用エコ燃料の利用拡大を図ります。

2. 公募する事業の対象

本事業では1.に該当する事業を対象とし、平成19年度は輸送用エコ燃料の利用促進につながる新たなエコ燃料製造・利用設備等の整備を行う以下の事業を対象とします。なお、以下の事業以外でも、エコ燃料の利用拡大に資する設備整備を行う、温暖化対策として特に有望であり、その効果が大きい提案についても本事業の対象とします。

バイオエタノール製造事業：

廃棄物として処理されていたバイオマス資源など、地域に存在するバイオマス資源を有効活用したバイオエタノール製造設備を整備する事業に対して、支援を行います。

具体的には、食品廃棄物や余剰農産物など、地域の特色あるバイオマスを利用したバイオエタノール製造設備の設置に対して、その必要経費の一部を補助します。

バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業

ガソリンなどの販売店に燃料を供給する卸売業者が行う、バイオエタノール混合ガソリン製造施設の整備や、ガソリン等の販売店が行うバイオエタノール混合ガソリンを給油するための設備改良（安全対策等）を行う事業に対して、支援を行います。

具体的には、バイオエタノールとガソリンを混合するための設備や貯蔵設備等の整備、また、混合・給油設備における水分混入防止など安定したバイオエタノール混合燃料を供給するために必要な適切な安全対策を行う事業に必要な経費の一部を補助します。

バイオディーゼル燃料（BDF）製造事業

廃食用油などから製造されるBDFについて、適正な品質による製造・供給を製造可能な、一定の能力を有するBDF製造設備に対して、支援を行います。

具体的には、下記の項目をすべて満たすBDFを製造する設備の整備に必要な経費の一部を補助します。なお、BDFに関する規格等が、交付決定前に、新たに公表されるなどした場合は、当該規格を満たすことを前提とする場合があります。

< バイオディーゼル燃料の性状 >

エステル含有量が質量分率96.5%以上であること。

全グリセリンが質量分率0.25%以下であること。

全グリセリン量= $W_G+0.255W_{MG}+0.146W_{DG}+0.103W_{TG}$

W_G 、 W_{MG} 、 W_{DG} 及び W_{TG} はそれぞれ燃料中の遊離グリセリン、モノグリセライド、ジグリセライド及びトリグリセライドの含有量（質量分率%）である。

ただし、モノグリセライドは0.8%、ジグリセライドは0.2%、トリグリセライドは0.2%、遊離グリセリンは0.02%を超えないものとする。

メタノールが質量分率0.2%以下であること。

金属(Na+K)が5mg/kg以下であること。

酸価が0.5mgKOH/g以下であること。

ヨウ素価が120g-I₂/100g以下であること。

密度（15℃）が0.86～0.90g/mLであること。

動粘度（40℃）が3.5～5.0mm²/sであること。

流動点が-7.5℃以下であること。

目詰まり点が-5℃以下であること。

10%残留炭素が0.30%以下であること。

セタン価が51以上であること。

水分が500mg/kg以下であること。

引火点が100℃以上であること。

硫黄分が10ppm以下であること。

3. 補助事業者及び補助事業の年数等

(1) 補助事業者

補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる者とします。

民間企業

公益法人

その他環境大臣が適当と認める者（国及び地方公共団体は対象としません）

(2) 補助事業の年数

原則として単年度とします。

(3) 補助率

1/2とします。

4. 採択の要件

事業の採択要件は以下のとおりとします。

エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する輸送用エコ燃料の利用拡大を推進する設備整備であって、以下の要件を満たすもの。

輸送用エコ燃料（特にバイオエタノール、BDF）の利用拡大を図る上で、事業性が見込まれ、施設整備が全国的に拡大していくものであること。

経済性・効率性（費用対効果等）が高く、他の輸送用燃料の供給等を取り扱う施設への波及効果が見込まれるものであること。

本事業を行う民間企業等が確定しているなど事業の実施体制が確実であること。

5. 補助対象事業の選定

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い、上記の観点から19年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。

6. 応募に当たっての留意事項

- (1) 補助対象経費として計上できる経費について
事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り(別紙参照)。

< 経費の区分 >

事業を行うために必要な本工事費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費

(2) 維持管理

導入した設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。

(3) 事業報告書及び評価報告書について

補助事業者は、施設の本格稼働開始の日からその年度の3月末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び事業の収支並びに温室効果ガスの削減量を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとします。

また、補助事業者は、3年間の期間終了後には、当該事業の事業性評価及び今後の事業計画をとりまとめた評価報告書を作成し、翌年度の4月30日までに提出するものとします。

7. 応募の方法について

(1) 応募書類の書式(応募様式)について

応募に当たり提出が必要となる書類は、「平成19年度地エコ燃料利用促進補助事業実施計画書【別紙1】」及び「平成19年度エコ燃料利用促進補助事業に要する経費内訳【別紙2】」とします。必ず、添付資料の様式に従って作成して下さい。

応募書類の作成に当たっては、必ず、以下の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

- 【別紙1】平成19年度エコ燃料利用促進補助事業実施計画書(Excel(.xls)形式)
- 【別紙2】平成19年度エコ燃料利用促進補助事業に要する経費内訳
(Excel(.xls)形式)

(2) 応募書類の提出方法について

提出方法

ア 電子メールが使用できる環境の場合

応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の送信先アドレスあてに送信して下さい。

電子メールの送信先アドレス：chikyu-ondanka@env.go.jp

あて先は、「環境省地球温暖化対策課 エコ燃料利用促進補助事業担当」として下さい。

メール件名（題名）と添付ファイル名は次のとおりとして下さい。

- ・メール件名：「エコ燃料利用促進補助事業提案応募」
- ・添付ファイル名：「申請者名（会社名、団体名）」としてください。
（例） 工業、建設等

添付ファイルの作成・保存に関する注意

応募書類一式を、ダウンロードしたアプリケーションで作成し、それぞれを一連の電子ファイルとして送信して下さい。ダウンロード時に一つのファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱いに（様式の一部欠損等）関し、当方は責任を持ちません。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、エクセル2002以下のバージョン形式として下さい。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないで下さい。

添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないで下さい。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

また、Windows以外のパソコンで書類を作成した場合、必ずWindowsマシンでファイルを展開できることを確認の上、提出して下さい。ダウンロードしたExcelの様式を一太郎その他のソフトに変換して提案いただいた場合及び当方のWindowsマシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんので御注意下さい。

なお、当方のメールサーバーの都合上、添付ファイル容量が2MBを超える場合は受け取れないことがございます。ファイルの分割等により、添付ファイルの要領が2MB以下になるよう、ご配慮頂きますようお願い致します。

受領の確認

当方で受領を確認した場合、受領したメールをそのまま返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせ下さい（電話番号は末尾参照）。

イ 電子メールが使用できない環境の場合（できる限り電子メールを御使用下さい）

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを保存したCD-ROMと、打ち出したものを1部同封の上、送付して下さい。

送付先の住所： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
あて先は「環境省地球環境局地球温暖化対策課 エコ燃料利用促進補助事業担当」として下さい。
電話番号：TEL03-3581-3351(内線6780)
封筒等の表に、必ず、赤字で「エコ燃料利用促進補助事業応募書類在中」と記して下さい。
電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じです。
受領の確認
提案書類に記されたFax番号あて、受領した旨をFaxします。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認のFax等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合わせ下さい(電話番号は末尾参照)。

提出いただいたファイル等について
提出いただいたファイル等は、返還しません。

応募書類の受付期間について

平成19年8月6日(月)～平成19年9月10日(月)必着

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。応募状況に応じ、予算配分が可能な場合には、追加公募を行います。

8. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。ただし、提案事業の提出メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名(題名)は「エコ燃料利用促進補助事業公募問い合わせ」としていただきますようお願いします。

環境省地球温暖化対策課エコ燃料利用促進補助事業担当

(chikyu-ondanka@env.go.jp)

< 担 当 >

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2
環境省地球環境局地球温暖化対策課
TEL 03-3581-3351(6780)
FAX 03-3580-1382
chikyu-ondanka@env.go.jp

共通的な留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進んでいること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります（ただし、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談下さい。）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・新規応募事業の場合、契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

(4) その他

補助対象経費の詳細は別紙の内容を予定しています。また、上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年間、保管しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業の完了から起算して1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【「補助事業における利益等排除について」参照】。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

別紙

1 区 分	2 費 目	3 細 目	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用するものとし同表の最高最低の範囲内で事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して決定すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、準備、後片付け整地等に要する費用、機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、技術管理に要する費用、交通の管理、安全施設に要する費用

事務費		現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
			<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。</p>

	事務費		事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。
	号	区 分	率
	1	5,000万円以下の金額に対して	6 . 5 %
	2	5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5 . 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4 . 5 %	

別表

1 区分	2 費 目	3 細 目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きに必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいう。
		備品購入費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。